

## ＜条例における構造及び点検・管理に関する基準の概要＞

221014 地下水汚染未然防止小委員会

資料4

自治体名	条例	地下浸透規制	構造基準	点検・管理基準
1 岩手県	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	第66条 何人も、土壌及び地下水の汚染を防止するため、健康有害物質又はこれを含む液体を地下に浸透させてはならない。		第67条 汚水等排出施設、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1に掲げる施設又は規則で定める施設であつて健康有害物質を取り扱うもの(以下「健康有害物質取扱施設」という。)を設置している者(以下「健康有害物質取扱者」という。)は、規則で定めるところにより、 <b>健康有害物質の使用状況等を調査し、その結果を記録</b> しておかなければならない。
	" 施行規則			(健康有害物質の使用状況等の調査等) 第32条 条例第67条の規定による調査及びその結果の記録は、次に定めるところによる。 (1) <b>調査は、年1回以上</b> 行うこと。 (2) 調査の結果は、別に定める様式による <b>健康有害物質使用状況等調査表により記録し、その記録を3年間保存</b> すること。
2 茨城県	茨城県生活環境の保全等に関する条例	第4条 知事は、この条例に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、生活環境の保全等のための必要な規制その他の措置を講じなければならない。  第43条 排水を排出する者は、特定事業場から地下に浸透する水で排水特定施設に係る汚水等(これを処理したものを含む。)を含むもの(次条において「特定地下浸透水」という。)のうち、人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定める要件に該当する水を地下に浸透させてはならない。	第59条 有害物質使用事業者は、その設置する <b>有害物質使用施設について、規則で定める有害物質使用施設の構造</b> とすように努めなければならない。	(自主点検等) 第61条 有害物質使用事業者は、その設置する有害物質使用工場からの有害物質の <b>漏えいの有無を定期的に点検し、その結果を記録</b> しておかなければならない。 2 有害物質使用事業者は、前項の <b>点検の結果等から、その設置する有害物質使用工場から有害物質が漏えいし、有害物質又はこれを含む水が地下に浸透しているおそれがあるときは、その漏えいの箇所の周辺の土壌又は地下水を規則で定める方法により測定</b> しなければならない。

自治体名	条例	地下浸透規制	構造基準	点検・管理基準
茨城県	" 施行規則	<p>第20条            条例第43条の規則で定める要件は、第16条第1項各号に掲げる物質の種類ごとに水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境大臣が定める検定方法を定める件(平成元年環境庁告示第39号)により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。</p>	<p>第28条            条例第59条の規則で定める有害物質使用施設の構造は、次に掲げる構造とする。  <b>(1) 有害物質使用施設及びその周辺の床は、コンクリート構造等十分な強度を有するものであって、その表面は、不浸透性及び耐薬品性を有する材質で被覆されていること。</b>  <b>(2) 有害物質使用施設から薬液等が飛散し、流出し、又は地下に浸透しないよう不浸透性及び耐薬品性を有する防液堤、受槽等を設置することとし、かつ、その容量を十分に確保すること。</b>  <b>(3) 有害物質使用施設は、床面から離して設置する等容易に点検することができるものとする。ただし、これにより難しい場合にあつては、漏れい等の有無について確認することができる措置を講ずること。</b></p>	<p>(自主点検等)            第30条 条例第61条第1項の規定による自主点検の結果は、自主点検結果記録表(様式第11号)により記録し、その記録を10年間保存するものとする。            2 条例第61条第2項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。            (1) 土壌にあつては、土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件(平成15年環境省告示第18号)及び土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年環境省告示第19号)に定める方法            (2) 地下水にあつては、地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件(平成15年環境省告示第17号)に定める方法</p>
3 栃木県	栃木県生活環境の保全等に関する条例	<p>第21条            何人も、カドミウムその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であつて規則で定めるもの(第四十九条第一項において「地下浸透禁止物質」という。)を含む汚水(これを処理したものを含む。)を地下に浸透させてはならない。</p>	<p>第19条            知事は、特定有害物質(土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。)を製造し、使用し、又は処理する施設であつて規則で定めるもの(以下「特定有害物質使用施設」という。)の構造及び特定有害物質の管理の方法に関する基準(以下「特定有害物質管理基準」という。)を規則で定めるものとする。</p>	<p>第19条            知事は、特定有害物質(土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。)を製造し、使用し、又は処理する施設であつて規則で定めるもの(以下「特定有害物質使用施設」という。)の構造及び特定有害物質の管理の方法に関する基準(以下「特定有害物質管理基準」という。)を規則で定めるものとする。</p>

自治体名	条例	地下浸透規制	構造基準	点検・管理基準
栃木県	〃 施行規則		<p>第17条          条例第十九条の規則で定める基準は、別表第四に掲げるとおりとする。</p> <p>別表第4          特定有害物質管理基準          1 特定有害物質使用施設及びその周辺の床は、コンクリート構造等十分な強度を有するものであって、その表面は、不浸透性及び耐薬品性を有する材質で被覆が施されていること。          2 特定有害物質使用施設からの薬液、汚水等が地下に浸透し、又は屋外に飛散し、若しくは流出しないよう不浸透性及び耐薬品性を有する防液堤、受槽等を設けることとし、その防液堤、受槽等の容量は、薬液槽等の容量を十分に確保することができるものとする。          3 特定有害物質使用施設並びに特定有害物質使用施設に係る薬液貯槽、配管及び排水処理施設(以下この表において「施設等」という。)は、床面から離して設置する等容易に点検することができる構造とすること。ただし、これにより難しい場合にあつては、漏洩等の有無について確認することができる措置を講ずること。          4 特定有害物質使用施設に係る配管は、耐薬品性の材質とし、汚水の系統ごとに区分し、かつ識別することができるものとする。          (5～6省略)</p>	<p>第17条          条例第十九条の規則で定める基準は、別表第四に掲げるとおりとする。</p> <p>別表第4          特定有害物質管理基準          (1～4省略)          5 施設等については、<b>薬液の漏洩の有無、薬品の使用量、排水処理及び排出水の状況その他必要と認められる項目を1日に1回以上点検し、その結果を記録しておくこと。</b>          6 特定有害物質を含む<b>原料、廃液等の保管に当たっては、地下に浸透し、又は周辺に飛散し、若しくは流出しないよう対策を講じ、適切な管理を行うこと。</b></p>

自治体名	条例	地下浸透規制	構造基準	点検・管理基準
4 群馬県	群馬県の生活環境を保全する条例	<p>第39条            水質有害物質使用特定事業場から水を排出する者(特定地下浸透水を浸透させる者を含む。)は、第三十五条の規則で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。</p>		<p>(自主点検)            第四十五条  <u>水質有害物質使用特定事業場又は有害物質使用特定事業場(以下「水質有害物質使用特定事業場等」という。)の設置者は、水質有害物質による土壌又は地下水の汚染を未然に防止するため、当該水質有害物質使用特定事業場等に設置された施設からの水質有害物質の漏えいの有無を定期的に点検しなければならない。</u>            2 水質有害物質使用特定事業場等の設置者は、前項の点検の結果、水質有害物質を含む水が地下に浸透しているおそれがあるときは、<u>知事が別に定める方法によりその状況を調査しなければならない。</u></p> <p>第四十七条            水質有害物質使用特定事業場等の設置者は、規則で定めるところにより、第四十五条第一項若しくは第二項の規定による点検若しくは調査又は前条第一項の規定による調査の結果を記録しておかなければならない。</p>
	" 施行規則			<p>(自主点検等の結果の記録)            第二十八条  <u>条例第四十七条の規定による点検又は調査の結果は、点検にあつては別記様式第十号による自主点検結果記録表によって、調査にあつては別記様式第十一号による調査結果記録表によって記録し、その記録を三年間保存しておかなければならない。</u></p>

自治体名	条例	地下浸透規制	構造基準	点検・管理基準
5 東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例		<p>第75条 有害物質を取り扱う工場又は指定作業場を設置している者は、規制基準を超える汚水に含まれる有害物質の地下への浸透を防止するため、有害物質取扱施設の構造を規則で定める基準に適合させ、並びに当該有害物質取扱施設の使用及び管理の方法につき規則で定める基準を遵守しなければならない。</p>	<p>第75条 有害物質を取り扱う工場又は指定作業場を設置している者は、規制基準を超える汚水に含まれる有害物質の地下への浸透を防止するため、有害物質取扱施設の構造を規則で定める基準に適合させ、並びに当該有害物質取扱施設の使用及び管理の方法につき規則で定める基準を遵守しなければならない。</p>
	" 施行規則		<p>第28条 条例第七十五条に規定する有害物質取扱施設に係る規則で定める構造並びに使用及び管理の方法の基準は、別表第七に掲げるとおりとする。</p> <p>[別表7] 有害物質取扱施設の地下浸透防止の構造基準等(第二十八条関係) 一 有害物質を取り扱う場所又は保管する場所(以下この表で「作業場等」という。)の床は、コンクリート造り等であって、その表面は耐性のある材質で被覆が施されている構造であること。 二 作業場等の周囲は、排水、廃液等の流出を防ぐための防液堤、流出防止溝又はためます(第六号で「防液堤等」という。)を設けた構造であること。 三 薬品槽等は、床面から離して設置する等、漏えいを確認できる構造であること。 四 薬品槽等からの送液は配管により行い、送液過程での漏えいを確認できる構造であること。(五～六省略)</p>	<p>第28条 条例第七十五条に規定する有害物質取扱施設に係る規則で定める構造並びに使用及び管理の方法の基準は、別表第七に掲げるとおりとする。</p> <p>[別表7] 有害物質取扱施設の地下浸透防止の構造基準等(第二十八条関係) (一～四省略) 五 薬品槽の液面、バルブ類については、作業の前後等に点検し、漏えいを発見した場合は、直ちに漏えい防止の措置を講ずるとともに漏えい箇所の補修を行うこと。 六 作業場等の床面、防液堤等については、定期的に点検し、亀裂等を発見した場合は、直ちに補修すること。</p>

自治体名	条例	地下浸透規制	構造基準	点検・管理基準
神奈川県	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	<p>第29条 事業者は、排水指定物質(その化合物を含む。)のうち、地下に浸透することにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがある排水指定物質で規則で定めるもの(以下「特定有害物質」という。)又は特定有害物質を製造し、使用し、処理し、若しくは保管する作業に係る水その他の液体を地下に浸透させる方法で排出してはならない。</p> <p>2 前項の作業を行う事業者は、同項の作業に係る施設を設置するとき(同項の規則の改正により新たに特定有害物質が追加された場合にあつては、当該規則の施行日以後に施設を設置するとき)は、規則で定める構造を有するものとしなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の規定に違反している事業者に対し、排出の中止又は排出の方法の変更を命ずることができる。</p> <p>4 知事は、事業者が第2項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、施設を同項の規則で定める構造を有するものに改善するよう命ずることができる。</p>	<p>第29条第2項 前項の作業を行う事業者は、同項の作業に係る施設を設置するとき(同項の規則の改正により新たに特定有害物質が追加された場合にあつては、当該規則の施行日以後に施設を設置するとき)は、規則で定める構造を有するものとしなければならない。</p>	<p>第59条 特定有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する事業所(以下「特定有害物質使用事業所」という。)を設置している者は、規則で定めるところにより、特定有害物質使用事業所における特定有害物質の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しておくなければならない。</p>
神奈川県	" 施行規則		<p>第35条 条例第29条第2項に規定する規則で定める構造は、次に掲げる構造とする。</p> <p>(1) 床面は、特定有害物質の地下浸透を適切に防止できるコンクリート、タイル等の不透水性材質とし、その表面は耐性のある材質で被覆がなされていること。</p> <p>(2) 取り扱う特定有害物質の量及び作業に応じ必要な場合には、特定有害物質を取り扱う施設の周囲に防液堤、側溝又はためますを設置する等特定有害物質の流出を防止する措置がとられていること。</p> <p>(3) 有機塩素系溶剤を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る施設である場合であつて、床面の材質にひび割れ等が心配される場合にあつては有機塩素系溶剤に耐浸透性をもつフuran樹脂、弗(ふっ)素樹脂、エポキシアクリレート樹脂その他の合成樹脂で必要な床面の被覆がなされていること又は当該作業に係る施設の下にステンレス鋼の受け皿を設置することその他の特定有害物質を含む水又はその他の液体の浸透を防止するために必要な措置がとられていること。</p>	<p>(特定有害物質の使用状況等の記録の管理等) 第49条 条例第59条第1項の規定による調査は、次項に規定する事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を毎年1回以上行うとともに、当該事項に変更がある場合においては、その都度その状況の調査を行うものとする。</p> <p>2 条例第59条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 特定有害物質使用事業所の敷地の過去の利用の状況の概要</p> <p>(2) 特定有害物質使用事業所の敷地の過去の造成の状況の概要</p> <p>(3) 過去の事業活動の概要</p> <p>(4) 特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況</p> <p>(5) 施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量</p> <p>(6) 特定有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路</p>

自治体名	条例	地下浸透規制	構造基準	点検・管理基準
神奈川県	〃 施行規則			(7) 排水の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所 (8) 特定有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量 (9) 施設撤去時において特定有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所 (10) 地形、地質等の概要 (11) その他知事が特に必要と認める事項
7 愛知県	県民の生活環境の保全等に関する条例	第36条 鉛、砒(ひ)素、トリクロロエチレンその他の物質(放射性物質を除く。)で、それが土壌若しくは地下水に含まれることに起因して人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるもの(以下この節において「特定有害物質」という。)又は特定有害物質を含む固体若しくは液体(以下「特定有害物質等」という。)を取り扱う者は、特定有害物質等をみだりに埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させてはならない。		第37条 特定有害物質等を業として取り扱う者は、特定有害物質等を取り扱う施設における <u>特定有害物質等の飛散、流出及び地下への浸透の有無を点検</u> するよう努めなければならない。
8 徳島県	徳島県生活環境保全条例	第49条 鉛、砒(ひ)素、トリクロロエチレンその他の物質(放射性物質を除く。)で、当該物質が土壌若しくは地下水に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるもの(以下この条において「特定有害物質」という。)又は特定有害物質を含む固体若しくは液体(以下この節において「特定有害物質等」という。)を取り扱う者は、特定有害物質等をみだりに埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させてはならない。		第50条 特定有害物質等を業として取り扱う者は、特定有害物質等を取り扱う施設における <u>特定有害物質等の飛散、流出及び地下への浸透の有無を点検</u> するよう努めなければならない。

自治体名	条例	地下浸透規制	構造基準	点検・管理基準
9 香川県	香川県生活環境の保全に関する条例	第41条 何人も、鉛、砒(ひ)素、トリクロロエチレンその他の物質(放射性物質を除く。)で、当該物質が土壌若しくは地下水に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるもの(以下「特定有害物質」という。)又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をみだりに埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させてはならない。	第42条 特定有害物質の製造、使用又は処理(以下「製造等」という。)を行う工場又は事業場を設置しようとし、又は設置している者は、特定有害物質の製造等を行う施設について、規則で定める構造に関する基準を遵守するよう努めなければならない。	第44条 特定有害物質の製造等を行う工場又は事業場を設置している者は、特定有害物質の製造等を行う施設からの特定有害物質の飛散、流出又は地下への浸透の有無を定期的に点検し、その結果を記録しておかなければならない。 2 特定有害物質の製造等を行う工場又は事業場を設置している者は、前項の規定による点検の結果等から、当該工場又は事業場の敷地内において特定有害物質が地下に浸透しているおそれがあるときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該箇所の周辺の土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の状況を調査しなければならない。
	〃 施行規則		第31条 条例第42条の規則で定める構造に関する基準は、次のとおりとする。 (1) 特定有害物質の製造等を行う施設及びその周辺の床は、コンクリート構造等の十分な強度を有するものであって、その表面は、不浸透性及び耐薬品性を有する材質で被覆されていること。 (2) 特定有害物質の製造等を行う施設から特定有害物質を含む薬液等が飛散し、流出し、又は地下に浸透しないよう不浸透性及び耐薬品性を有する防液堤等を設置し、かつ、その容量を十分に確保すること。 (3) 特定有害物質の製造等を行う施設は、床面から離して設置する等容易に点検することができるものとする。	
10 熊本県	熊本県地下水保全条例	第16条 対象事業場から水を排出する者(地下浸透水を浸透させる者を含む。)は、第11条の規則で定める要件に該当する地下浸透水を浸透させてはならない。		(自主検査の実施等) 第19条 対象事業場の設置者は、規則で定めるところにより、 <b>当該事業場内の井戸水及び地下浸透水並びに排出水の水質検査を定期的</b> に実施し、その <b>結果を記録保存</b> しておかなければならない。 2 対象事業場の設置者は、対象化学物質の使用等について規則で定める事項を記録保存しておかなければならない。



自治体名	条例	地下浸透規制	構造基準	点検・管理基準
10 熊本県	〃 施行規則			<p>(自主検査の実施等) 第11条 条例第19条第1項の規定による自主検査は、次に定めるところにより行うものとする。 <b>(1) 井戸水(対象事業場内の井戸水に限る。)及び地下浸透水の汚染状態の測定は、第6条に規定する方法により、年2回以上(1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満の対象事業場については、年1回以上。第2号において同じ。)行うこと。</b> (2) 排出水の汚染状態の測定は、第7条第2項に規定する方法により行うこと。 (3) <u>自主検査の結果は、水質測定記録表(別記第6号様式)により記録し、その結果を3年間保存するものとする。</u> 2 条例第19条第2項で定める対象化学物質の使用について規則で定める事項は、対象化学物質使用状況記録表(別記第7号様式)によるものとし、その記録を3年間保存するものとする。</p>
11 沖縄県	沖縄県生活環境保全条例			<p>第37条 特定有害物質等を取り扱う施設(特定有害物質等とその施設において製造し、使用し、処理し、又は保管する施設であって、規則で定めるものをいう。以下この条及び次条において「特定有害物質等取扱施設」という。)を設置している者は、規則で定めるところにより、当該特定有害物質等取扱施設における特定有害物質等の飛散又は流出の有無その他規則で定める事項に関する点検(次条において「特定有害物質等の管理状況に関する点検」という。)を行わなければならない。</p>

自治体名	条例	地下浸透規制	構造基準	点検・管理基準
沖縄県	〃 施行規則			<p>第24条  <u>条例第37条の規定による点検は、1年に1回以上、次に掲げる事項について実施することとする。</u>  (1) <b>特定有害物質等取扱施設(付属設備、機器等を含む。)の構造及び機能の異常並びに故障及び破損の有無</b>  (2) 特定有害物質等取扱施設における特定有害物質等の飛散又は流出の有無  (3) <b>特定有害物質等の製造、使用、処理及び保管(以下この項において「製造等」という。)の量及び移出入の状況</b>  (4) 特定有害物質等の製造等の過程における作業場所の<b>床面積の亀裂又は損傷の有無</b>  2 前項の点検を行った結果等については、次に掲げる事項に関して記録し、及びその記録を3年間保存すること。  (1) 特定有害物質等取扱施設を設置している工場又は事業場(以下「特定有害物質等取扱事業場」という。)の名称及び所在地  (2) 特定有害物質等取扱施設の種類(第23条各号のいずれかに該当する号及び当該施設の名称)  (3) 特定有害物質等の種類又は名称  (4) <b>点検を行った年月日</b>  (5) <b>点検を行った者又は点検に立会った者の氏名</b>  (6) <b>点検の項目及び方法並びに実施結果</b></p>
12 東大阪市	東大阪市生活環境保全等に関する条例	<p>(地下浸透の禁止)  第27条 工場等を設置している者は、カドミウムその他の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で、規則で定めるものを含む汚水又は廃液(これらを処理したものを含む。以下同じ。)を地下に浸透させてはならない。</p>	<p>(許可の基準)  第29条 市長は、前条第1項の許可の申請があった場合において、その内容が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えてはならない。  (2) 当該指定工場等が規則で定める条件に適合しないとき。</p>	

自治体名	条例	地下浸透規制	構造基準	点検・管理基準
東大阪市	〃 施行規則		<p>第10条  (15) <u>汚水に係る有害物質又は酸若しくはアルカリを取り扱う施設を設置しようとするもの</u>にあつては、<u>次に掲げる構造</u>とすること。  ア <u>当該作業場(汚水に係る有害物質の貯蔵場所及び当該有害物質を含む原料等の貯蔵場所を含む。)の床面を樹脂塗料で塗装する等汚水又は廃液が地下に浸透しないもの</u>  イ <u>汚水又は廃液が当該作業場以外の場所を汚染しないもの</u></p>	
13 岐阜市	岐阜市地下水保全条例			<p>(地下浸透の防止)  第25条  使用事業者は、対象物質による地下水等の汚染を防止するため、対象物質を適正に管理しなければならない。  2 使用事業者は、対象物質が大気へ蒸発した後、地下へ浸透することによって地下水等が汚染されることを防止するため、対象物質の大気への蒸発を抑制するよう努めなければならない。  3 使用事業者は、対象物質が保管場所及び貯蔵施設から漏出することのないよう点検等を実施しなければならない。</p> <p>(自主検査等)  第27条 使用事業者は、<b>使用事業場内の地下水等について、対象物質の濃度を定期的に測定</b>(以下「自主検査」という。)し、<b>その結果を保存</b>するものとする。  2 自主検査の要領は、規則で定める。  3 使用事業者は、第1項の規定により実施した自主検査の結果が<b>汚染基準を超えた場合は、その結果を直ちに市長に報告</b>しなければならない。  4 使用事業場の敷地となっている<b>土地の所有者その他当該土地の管理権限を有する者で、当該使用事業場の地下水等について対象物質の濃度を測定した者(使用事業者を除く。)</b>は、<b>対象物質の濃度が汚染基準を超えたことが明らかになった場合には、その結果を直ちに市長に報告</b>しなければならない。  5 <b>市長は、前項の規定により報告を受けた結果を当該報告に係る使用事業場の使用事業者</b>に<b>通知</b>しなければならない。</p>

自治体名	条例	地下浸透規制	構造基準	点検・管理基準
岐阜市				<p>6 使用事業者は、使用事業場内の地下水等について、対象物質の濃度が汚染基準を超えたことを知ったときは、その原因を究明し、地下水等の汚染の拡大を防止する措置又は汚染を予防する措置を講じなければならない。</p> <p>7 使用事業者は、前項の措置を講じた場合は、その講じた措置の内容を速やかに市長に報告しなければならない。</p> <p>8 市長は、使用事業者が第6項に規定する措置を講じないとき又は同項の規定により使用事業者が講じた措置が地下水等を保全する上で不相当であると認めるときは、当該使用事業者に対し、地下水等の汚染状況を把握するための詳細な調査その他の規則で定める必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p>
	" 施行規則		<p>(地下浸透の防止)</p> <p>第15条 条例第25条第1項の規定による対象物質の適正な管理は、別表第3に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 条例第25条第2項の規定による対象物質の大気への蒸発の抑制は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 使用する設備については、密閉性の高い構造とし、適正に維持管理すること。</p> <p>(2) 排ガスについては、必要に応じて活性炭吸着装置等により、適正に処理すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<b>大気への蒸発を抑制するための適切な措置</b>を講ずること。</p>	<p>(自主管理)</p> <p>第16条 条例第26条の規定による記録は、<u>自主管理記録表(様式第8号)</u>によって行うものとする。</p> <p>2 使用事業者は、<u>前項の記録表を10年間保存しておくものとする。</u></p> <p>(自主検査)</p> <p>第17条 条例第27条第2項の規則で定める自主検査の要領は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>使用している、又は使用していた対象物質について、事業場内に地下水を揚水する設備を有する場合は地下水について、地下水を揚水する設備を有しない場合は土壌について年1回以上測定するものとする。</u></p> <p>(2) <u>地下水については地下水環境基準に定める測定方法、土壌については土壌環境基準に定める測定方法により行うものとする。</u></p> <p>(3) <u>使用事業者は、自主検査の結果を3年間保存するものとする。</u></p>

自治体名	条例	地下浸透規制	構造基準	点検・管理基準
岐阜市	<p>〃 施行規則 (平成14年6月28日公布)</p>		<p>別表第3(施行規則第15条関係) 第1 対象物質の保管に関する事項 1 対象物質は、地上に保管すること。 2 保管容器は、対象物質が漏出しないう構造及び材質の容器とすること。 3 対象物質は、保管容器の下に受け皿(ステンレス鋼製等の対象物質に耐性を持つものに限る。以下同じ。)を設置し、若しくは床面に樹脂被覆(対象物質に耐性を持つ合成樹脂等のもので、つなぎ目等からの地下浸透の防止措置を講じてあるものに限る。以下同じ。)を施し、又はこれらと同等以上の地下浸透を防止するための措置を講じて、屋内に保管すること。ただし、やむを得ず屋外に保管するときは、次号に掲げる場合を除き、これらの防止措置に加え、屋根を設けること。 4 タンクにより対象物質を保管するときは、タンク容量に対応した受け皿若しくは防液堤等を設置して対象物質の漏洩を防止するとともに、<b>雨水等の進入に対応した構造</b>とする。その内面については、前号の規定による地下浸透を防止するための措置を講じること。 5 保管場所ごとの周囲(受け皿又は防液堤等が設置してあるときは、その外側。以下同じ。)に、<b>対象物質の漏出による地下水等の汚染状態を確認できる点検口を、それぞれ1か所以上設置</b>すること。 第2 対象物質等を使用する設備等に関する事項 1 設備及び配管類(対象物質(再生液を含む。)又は廃液が流れる配管、弁等)は、<b>屋内に設置</b>すること。 2 配管類は、<b>地中又は壁内に埋没して敷設しない</b>こと。 3 設備及び配管類の下の床面、対象物質により洗浄等が行われた物品等を置く場所には、<b>受け皿を設置</b>すること。ただし、設備及び配管類の下の床面全体を樹脂被覆し、又はこれと同等以上の地下浸透を防止するための措置を講じてあるときは、この限りではない。 4 使用する設備ごとの周囲に、<b>対象物質の漏出による地下水等の汚染状態を確認できる点検口を、それぞれ1か所以上設置</b>すること。</p>	<p>別表第3(施行規則第15条関係) 第3 対象物質を使用する作業等に関する事項 1 <b>洗浄作業を実施したときは、洗浄後の対象物質の液切りを十分に</b>行うこと。 2 <b>器具(布、ブラシ等)を用いて洗浄するときは、器具による対象物質の飛散や流出を起ささない</b>ように行うものとし、必要に応じて受け皿を設置すること。 3 移替えの作業は、<b>対象物質が飛散し、又は流出しないように</b>行うものとし、必要に応じて受け皿を設置すること。 4 <b>運搬の作業は、対象物質が飛散し、又は流出しないように</b>行うこと。  第4 点検管理に関する事項 1 第1項第5号及び第2項第4号に<b>規定する点検口により、週1回以上、対象物質の漏出の有無を測定し、その結果を記録して1年間保存</b>すること。 (1) 点検口は、次の構造とすること。 ア <b>点検口を通して、ボーリングバー・検知管法による簡易測定ができる構造</b>とすること。 イ <b>点検口の上端は、床面等から50ミリメートル以上高くし、ふたを設ける</b>こと。 ウ <b>点検口と床面等との接合部は、地下浸透を防止するための措置を講じておく</b>こと。 (2) 測定は、<b>ガス検知管を用いて行う簡易測定法とし、必要に応じてガスクロマトグラフ法等の公定法により測定</b>すること。  2 前号に定めるもののほか、<b>保管場所にあつては、その保管場所において作業を行う都度、対象物質の漏出の有無を点検</b>すること。 3 前2号に定めるもののほか、使用する設備にあつては、その設備、<b>機器等の異常の有無及び対象物質の漏出の有無を始業時に点検</b>すること。</p>